株主各位

第59回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

新株予約権等の状況
業務の適正を確保するための体制
業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表

（2019年10月１日から2020年９月30日まで）

2020年11月30日
長谷川香料株式会社

「新株予約権等の状況」、「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス https://www.t-hasegawa.co.jp/）に掲載することにより、株主の皆様に提供しております。

新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称		第１回新株予約権	第２回新株予約権
発行決議日		2015年12月17日	2016年12月21日
新株予約権の数		203個	152個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 20,300株 （新株予約権１個につき100株）	普通株式 15,200株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額		新株予約権１個当たり 123,500円 （１株当たり1,235円）	新株予約権１個当たり 174,400円 （１株当たり1,744円）
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個につき 100円 （１株当たり1円）	新株予約権１個につき 100円 （１株当たり1円）
権利行使期間		2016年１月16日から2046年１月15日まで	2017年１月21日から2047年１月20日まで
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 203個 目的となる株式数 20,300株 保有者数 ３人	新株予約権の数 152個 目的となる株式数 15,200株 保有者数 ３人
	社外取締役	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －人	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －人
	監査役	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －人	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －人

名称		第３回新株予約権	第４回新株予約権
発行決議日		2017年12月21日	2018年12月20日
新株予約権の数		344個	399個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 34,400株 （新株予約権１個につき100株）	普通株式 39,900株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額		新株予約権１個当たり 201,300円 （１株当たり2,013円）	新株予約権１個当たり 133,500円 （１株当たり1,335円）
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個につき 100円 （１株当たり1円）	新株予約権１個につき 100円 （１株当たり1円）
権利行使期間		2018年１月20日から2048年１月19日まで	2019年１月19日から2049年１月18日まで
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 344個 目的となる株式数 34,400株 保有者数 ６人	新株予約権の数 399個 目的となる株式数 39,900株 保有者数 ６人
	社外取締役	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －人	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －人
	監査役	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －人	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －人

名称		第５回新株予約権
発行決議日		2019年12月19日
新株予約権の数		369個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　36,900株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額		新株予約権１個当たり　195,900円 （１株当たり1,959円）
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個につき　100円 （１株当たり1円）
権利行使期間		2020年１月18日から2050年１月17日まで
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　369個 目的となる株式数　36,900株 保有者数　６人
	社外取締役	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－人
	監査役	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－人

（注）新株予約権の行使の条件

（１）新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日以内に限り、新株予約権を行使することができる。

（２）新株予約権者が当社取締役の地位を喪失する前に死亡した場合には、上記（１）にかかわらず、新株予約権者の相続人は、相続原因事由発生日現在において未行使の新株予約権を承継し、相続原因事由発生日から１年以内に限り、これを行使することができる。

（３）新株予約権者は、割当てを受けた新株予約権（その一部を放棄した場合には放棄後に残存する新株予約権）の全てを一括して行使しなければならず、その一部のみを行使することはできない。

（４）新株予約権者は、１個の新株予約権の一部を行使することはできない。

（５）その他の新株予約権の行使の条件は、当社取締役会決議に基づいて、当社及び新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約に定めるところによる。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1．当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（1）全役員及び全従業員の職務の執行が法令及び定款に適合するように、かつ企業の社会的責任を果たすため、企業行動規範とコンプライアンス規程を定め、それを全役員及び全従業員に周知徹底する。

（2）違法行為の発生を未然に防ぎ、あるいは潜在する違法行為の放置、隠蔽を防ぎ、また、違法行為があったときは、その実態を早急に把握し、対策を協議し、是正していくことを目的にコンプライアンス委員会を設置し、社内に違法行為がないか定期的に調査する。また、違法行為の通報の受け皿として社内通報制度を設ける。

（3）全役員及び全従業員に対し、その職務の執行に係る法令等に関する研修・教育の実施等により、コンプライアンスを尊重する意識の醸成に努める。

（4）財務報告の信頼性を確保するため、内部統制規程を定め、財務報告に係る内部統制を整備、運用し、その有効性を適正に評価する体制を構築する。

2．当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

重要な意思決定及び報告に関しては、文書の作成、保存及び廃棄に関する文書および記録管理規程を定める。

3．当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（1）当社グループは、「食の安全性」に関わるメーカーとして、品質保証理念をもって、安全性を第一に、顧客に満足いただける品質の製品の供給に努める。そのため当社は、代表取締役社長直轄の品質保証部を中心として、研究開発、原材料調達、生産、販売を含めた総合的な品質保証体制を構築する。また、子会社と連携して品質保証体制の改善を推進するとともに、関係会社管理規程に基づく子会社への品質監査を通じて、当社グループ全体の品質保証体制の充実を図る。

（2）リスク管理体制については、社内規程を整備し関連部署を中心にリスクの分析・管理、対応策の検討を行う。

（3）全社的あるいは当社グループとして対応が必要なリスクについては、関連部署あるいはグループ会社の横断的な組織であるリスク管理委員会を設置し、リスクの分析・管理、対応策の検討を行う。
（4）不測の事態や危機の発生時に当社の事業の継続を図るため、事業継続規程及びその下位規程である事業継続要領を定め、当社の全役員及び全従業員に周知徹底する。

4．当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（1）当社は、中期３ヵ年経営計画（連結）を定め、会社として達成すべき目標を明確にする。
（2）当社は、定例取締役会を原則として月１回開催し、緊急を要する場合は臨時取締役会を適時開催する。
（3）当社は、代表取締役及び代表取締役が指名した執行役員で構成する戦略会議を設け、原則として毎週、必要な場合は臨時開催し、当社グループの経営戦略の立案及び当社グループ運営に係る重要事項を含む業務執行についての審議等を機動的に行う体制を構築する。

5．当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
（1）当社は、関係会社管理規程を設け、子会社管理担当執行役員及び子会社管理担当部署を置き、子会社の状況に応じて必要な管理を行う。子会社管理担当部署は、子会社の管理体制を適切に構築し、運用する。
（2）当社の代表取締役及び代表取締役が指名した執行役員で構成する戦略会議において、原則として月１回、子会社の取締役等（会社法施行規則第100条第１項第５号イに定める取締役等をいう。以下同じ。）が子会社の業績、財務状況その他の重要な情報について報告する。なお、当該報告が行われる場合には、社外取締役が参加する。
（3）関係会社管理規程において、当社取締役会での承認が必要な承認事項、戦略会議への報告が必要な協議事項、報告事項を定め、適切に運用する。また、子会社管理担当執行役員は、子会社において、被災、事故、係争・紛争事件等、子会社の経営に重大な影響を及ぼす事象が生じた、もしくは生じると予測される場合は、速やかに経緯、状況等を戦略会議に報告する。

6．当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（1）当社の企業行動規範とコンプライアンス規程を子会社にも適用し、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。また、当社子会社において違法行為の通報の受け皿として社内通報制度を設ける。

（2）当社の内部監査部門は、関係会社管理規程及び内部監査規程に基づき、子会社に対して内部監査を実施する。

7．当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき社員を求めた場合には、必要な体制を構築し、人員を配置する。

8．前号の使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

（1）監査役の職務を補助すべき社員は、他部署の使用人を兼務せず、監査役の指揮命令に基づき職務を遂行する。

（2）監査役を補助すべき社員の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。

9．当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

当社の取締役及び従業員は、会社に重大な損失を与える事項が発生した、あるいは発生するおそれがあるとき、取締役又は従業員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告する。

10．当社子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

（1）当社グループの全役員及び全従業員は、法令等の違反行為等、当社又は当社子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の監査役又は監査役会に対して報告を行う。

（2）当社の内部通報制度の担当部署は、当社グループ各社における役職員からの内部通報の状況を確認し、その状況につき、当社のコンプライアンス委員会において定期的に当社監査役に対して報告する。

（3）当社の内部監査部門は、定期的に当社監査役に対する報告会を実施し、当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。

（4）当社グループの全役員及び全従業員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

１１．前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

（１）当社は、相談者・通報者を保護し、一切不当な取扱いを行わないことをコンプライアンス規程に明記し、当社グループの全役員及び全従業員に周知徹底する。

（２）相談・通報を受けた窓口の担当者は、相談・通報の内容を関係者（前号に基づいて報告を受けるべき者を含む。）以外に伝達しない旨の守秘義務を負うとともに、相談者・通報者の希望があれば、所属部署、氏名、連絡先を会社に報告しないことを遵守する。

１２．当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

（１）監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をした時は、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

（２）監査役会が独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を監査役のための顧問とすることを求めた場合、当社は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。

１３．その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（１）役員と社員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。

（２）監査役は取締役会などの重要な会議に出席する。常勤監査役は戦略会議ほか、主要な会議にも出席し、その結果を監査役会に報告し、取締役の職務執行の状況を監査・監督し、経営チェック機能の充実を図る。

（３）監査役、内部監査部門及び会計監査人は、情報交換、意見交換を行うなどの連携により、監査機能の向上に努める。

１４．反社会的勢力排除のための体制

当社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。また、同勢力や団体からの不当な要求には断固たる行動をとるものとする。企業行動規範にこの主旨を定め、役員と社員が順守するよう徹底する。

平素より警察等の関係行政機関及び団体からの情報収集に努め、事案の発生時にはこれらの機関及び団体、弁護士等と密接に連携し、迅速かつ組織的に対処できる体制を構築する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

１．コンプライアンスに関する取り組みの状況

長谷川香料企業行動規範を定め、全役員及び全従業員に周知徹底するとともに、本規範を配布し、随時確認することができる環境を整備しております。その上で、誠実性及び倫理観を遵守することを求める行動基準や規範が周知されているかを確認するため、全従業員に対して、理解度テストを実施し、コンプライアンス意識の醸成に努めました。

また、コンプライアンス規程に基づき、代表取締役社長を委員長とし、取締役をメンバーに含むコンプライアンス委員会を開催しました。コンプライアンス委員会では、コンプライアンスに関する重要事項の審議、理解度テストの結果等の報告を行いました。

当社及び子会社において社内通報制度を設け、社内及び社外に相談・通報窓口を設置し、相談・通報に対しては事実関係の調査及び対策の検討を行うなど、適切に運用しました。なお、各社の相談・通報の状況については、コンプライアンス委員会にて常勤監査役に報告しました。

２．損失の危険の管理に関する取り組みの状況

リスク管理規程に基づき、代表取締役社長を委員長とし、取締役をメンバーに含むリスク管理委員会を開催しました。リスク管理委員会では、リスクの分析・管理、重点リスクへの対応に関する評価報告及びリスク管理に関する年次計画、対策の立案・実行推進等を含むリスク管理計画の審議を行いました。

また、不測の事態や危機の発生時に当社の事業の継続を図るため、事業継続規程及び事業継続要領を定め、全役員及び全従業員に周知徹底するとともに、大規模災害を想定した消防訓練及び安否確認訓練を実施しました。

世界的な新型コロナウイルスの感染拡大を受け、事業継続規程及び事業継続要領（パンデミック編）に基づき、新型コロナウイルス対応を目的とした全社非常対策本部を設置しました。全社非常対策本部では、事業継続に向け国内外の情報収集を行い、対応策を立案・推進しました。また、新型コロナウイルスの感染拡大防止及び従業員の安全確保のため、生産部門を除く日本国内拠点において時差通勤の導入、交代制の在宅勤務の実施等の措置を講じました。

内部監査部門は、内部監査計画に基づき、当社の業務について内部監査を実施しました。

３．職務執行の適正及び効率性の確保に関する取り組みの状況

当事業年度において取締役会を11回開催し、法令や定款等に定められた事項や経営方針、予算の策定等の経営に関する重要事項を決定するとともに、月次の業績の分析・評価を行い、法令や定款等への適合性と業務の適正性の観点から審議をしました。

なお、取締役会議事録等の取締役の職務の執行に関する重要な情報は、文書および記録管理規程に基づき、適切に保存、管理を行いました。

４．当社グループにおける業務の適正の確保に関する取り組みの状況

関係会社管理規程に基づき、子会社管理担当執行役員及び子会社管理担当部署が子会社の状況に応じて必要な管理を行うとともに、子会社の重要な意思決定については、関係会社管理規程に定めた管理項目に基づき、適切な運用を行いました。

また、代表取締役及び代表取締役が指名した執行役員で構成する戦略会議において、子会社の取締役等が子会社の業績、財務状況その他の重要な情報について月１回、報告を行いました。

内部監査部門は、関係会社管理規程及び内部監査規程に基づき、子会社に対して内部監査を実施し、その結果について代表取締役社長に報告を行いました。

５．監査役監査の実効性の確保に関する取り組みの状況

当社の監査役会は、社外監査役３名を含む監査役４名で構成されております。当事業年度において監査役会を12回開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行いました。また、監査役は取締役会などの重要な会議に出席し、取締役の職務執行の状況を監査・監督するとともに、執行役員・部（所）長と年２回意見交換を実施し、監査計画に則って子会社・工場の往査を行いました。さらに、会計監査人及び内部監査部門と定期的に意見交換を行い、監査機能の向上に努めました。

連結株主資本等変動計算書

（2019年10月１日から
2020年９月30日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,364	7,297	67,570	△1,856	78,377
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,492		△1,492
親会社株主に帰属する当期純利益			5,090		5,090
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		0		35	36
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	0	3,598	35	3,634
当期末残高	5,364	7,298	71,169	△1,820	82,012

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	13,540	△1,459	△309	11,771	195	90,344
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△1,492
親会社株主に帰属する当期純利益						5,090
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						36
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△1,989	142	52	△1,793	32	△1,760
連結会計年度中の変動額合計	△1,989	142	52	△1,793	32	1,874
当期末残高	11,551	△1,316	△256	9,978	228	92,218

連結注記表

1．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

⑴ 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数　６社

・連結子会社の名称　長谷川ビジネスサービス株式会社
T. HASEGAWA U.S.A.,INC.
長谷川香料（上海）有限公司
長谷川香料（蘇州）有限公司
T HASEGAWA FLAVOURS（KUALA LUMPUR）SDN. BHD.
PT. HASEGAWA FLAVOURS AND FRAGRANCES INDONESIA

（注）当連結会計年度において、当社の連結子会社であったFLAVOR INGREDIENT HOLDINGS, LLCは、当社の連結子会社であるT. HASEGAWA U.S.A., INC. を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

② 非連結子会社の状況

・主要な非連結子会社の名称　T. HASEGAWA（SOUTHEAST ASIA）CO.,LTD.
上海長谷川香精貿易有限公司
台灣長谷川香料股份有限公司

・連結の範囲から除いた理由　非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等が、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

⑵ 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

・主要な会社等の名称　T. HASEGAWA（SOUTHEAST ASIA）CO.,LTD.
上海長谷川香精貿易有限公司
台灣長谷川香料股份有限公司

・持分法を適用しない理由　各社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

⑶ 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、長谷川香料（上海）有限公司、長谷川香料（蘇州）有限公司及びT HASEGAWA FLAVOURS（KUALA LUMPUR）SDN. BHD.の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたり、これらの子会社については連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

⑷ 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．満期保有目的の債券　　償却原価法（定額法）

ロ．子会社株式及び関連会社株式　　移動平均法による原価法

ハ．その他有価証券

・時価のあるもの　　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの　　移動平均法による原価法

ニ．棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産　　当社及び国内連結子会社は定率法によっております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。また、在外連結子会社は定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	８～50年
機械装置	５～10年

ロ．無形固定資産　　定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

顧客関連資産	20年
ソフトウェア（自社利用）	５年

③　重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金	当社及び国内連結子会社は、売上債権及び貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社は主として個別要引当額を計上しております。
ロ．賞与引当金	当社及び連結子会社は、従業員及び執行役員への賞与の支給に備えるため、翌連結会計年度の賞与支給見込額のうち、当連結会計年度負担額を計上しております。
ハ．役員賞与引当金	当社は、取締役に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度末における年間支給見込額に基づき、当連結会計年度において負担すべき額を計上しております。

④　その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

イ．退職給付に係る会計処理の方法	当社は退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。また、執行役員（取締役である執行役員を除く）に対する退職慰労金については、内規に基づく連結会計年度末要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を発生の翌連結会計年度から費用処理しております。 未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
ロ．のれんの償却方法及び期間	のれんの償却は10年間の定額法により償却を行っております。
ハ．消費税等の会計処理	税抜方式によっております。

2．会計方針の変更

（顧客との契約から生じる収益（ASC第606号）の適用）

当連結会計年度より、米国会計基準を適用する米国子会社においてASC第606号「顧客との契約から生じる収益」を適用しております。

当該会計基準の適用が連結計算書類に与える影響はありません。

（IFRS16号「リース」の適用）

当連結会計年度より、日本基準を採用する当社及び国内子会社、並びに米国会計基準を適用する米国子会社を除き、IFRS第16号「リース」を適用しております。これにより、借手は原則すべてのリースについて資産及び負債を認識することといたしました。

当該会計基準の適用が連結計算書類に与える影響は軽微であります。

3．連結貸借対照表に関する注記

⑴ 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建物・無形固定資産（借地権）　　58百万円

担保に供している資産に銀行取引に係る根抵当権が設定されておりますが、当連結会計年度末現在対応する債務はありません。

⑵ 有形固定資産の減価償却累計額　60,190百万円

4．連結株主資本等変動計算書に関する注記

⑴ 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	42,708千株	－千株	－千株	42,708千株

⑵ 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	1,257千株	0千株	24千株	1,233千株

（注）1．自己株式数の増加は、単元未満株式の買取によるものであります。

2．自己株式数の減少は、新株予約権の権利行使によるものであります。

⑶ 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ．2019年11月８日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　746百万円
・１株当たり配当額　18円
・基準日　2019年９月30日
・効力発生日　2019年12月３日

ロ．2020年５月８日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　746百万円
・１株当たり配当額　18円
・基準日　2020年３月31日
・効力発生日　2020年５月29日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2020年11月６日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　912百万円
・配当の原資　利益剰余金
・１株当たり配当額　22円
・基準日　2020年９月30日
・効力発生日　2020年12月１日

⑷ 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　146,700株

5．金融商品に関する注記

⑴　金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業活動を行うために必要な運転資金及び設備投資資金については、自己資金を充当しております。資金運用については、安全性の高い金融資産の運用に限定しております。

②　金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式及び満期保有目的の債券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが半年以内の支払期日であります。また、その一部には、原料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

③　金融商品に係るリスク管理体制

イ．信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に基づき、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理方法に準じて同様の管理を行っております。

ロ．市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

ハ．資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、毎月資金繰り計画を作成・更新するとともに、相当額の手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。連結子会社についても、当社に準じた管理を行っております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定において変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

2020年９月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、重要性の乏しいものは省略しております。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注２）参照）。

	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
①現金及び預金	16,584	16,584	－
②受取手形及び売掛金	15,471	15,471	－
③有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	12,000	12,000	－
その他有価証券	19,765	19,765	－
資産計	63,821	63,821	－
支払手形及び買掛金	4,743	4,743	－
負債計	4,743	4,743	－

(注１)金融商品の時価の算出方法並びに有価証券に関する事項

資産

①現金及び預金、②受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注２)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式	72

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「③有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

（注３）金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	１年以内 （百万円）	１年超５年以内 （百万円）	５年超 （百万円）
現金及び預金	16,584	－	－
受取手形及び売掛金	15,471	－	－
有価証券			
満期保有目的の債券	12,000	－	－
合　計	44,056	－	－

６．賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

７．１株当たり情報に関する注記

⑴　１株当たり純資産額　2,217円96銭

⑵　１株当たり当期純利益　122円79銭

８．資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

⑴　当該資産除去債務の概要

社有建物に含まれるアスベストの除去費用及び不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

⑵　当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から10～50年と見積り、割引率は0.154～1.857％を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

⑶　当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	68百万円
有形固定資産取得に伴う増加額	1百万円
時の経過による調整額	0百万円
資産除去債務の履行による減少額	－百万円
期末残高	69百万円

9．追加情報

（新型コロナウイルスの感染拡大に伴う会計上の見積りについて）

新型コロナウイルスの感染拡大による経済活動の停滞に伴い、当社グループでは、当初計画に織り込んでいた需要が見込めず、当初計画を下方修正するなど、業績への影響が生じております。新型コロナウイルスの今後の収束時期を正確に予測することは困難な状況でありますが、当社グループは2021年９月期第２四半期まで新型コロナウイルスの影響が継続すると仮定しております。

固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性については、上記を考慮して見積り及び判断を行っておりますが、現時点において当連結会計年度における見積りに大きな影響を与えるものではないと判断しております。

株主資本等変動計算書

（2019年10月 1 日から 2020年 9 月30日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	5,364	6,554	743	7,297	394	381	28,700	30,606	60,082
当期変動額									
剰余金の配当								△1,492	△1,492
当期純利益								4,821	4,821
自己株式の取得									
自己株式の処分			0	0					
圧縮記帳積立金の積立						150		△150	－
圧縮記帳積立金の取崩						△165		165	－
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	－	－	0	0	－	△14	－	3,344	3,329
当期末残高	5,364	6,554	744	7,298	394	366	28,700	33,950	63,411

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△1,856	70,888	13,540	13,540	195	84,624
当期変動額						
剰余金の配当		△1,492				△1,492
当期純利益		4,821				4,821
自己株式の取得	△0	△0				△0
自己株式の処分	35	36				36
圧縮記帳積立金の積立		－				－
圧縮記帳積立金の取崩		－				－
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△1,989	△1,989	32	△1,956
当期変動額合計	35	3,365	△1,989	△1,989	32	1,409
当期末残高	△1,820	74,254	11,551	11,551	228	86,034

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴　資産の評価基準及び評価方法

①　満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
②　子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
③　その他有価証券	
・時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
・時価のないもの	移動平均法による原価法

④　棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

⑵　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産	定率法によっております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。 建物及び構築物　　８～50年 機械装置　　８年
②　無形固定資産	定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

⑶　引当金の計上基準

①　貸倒引当金	売上債権及び貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
②　賞与引当金	従業員及び執行役員への賞与の支給に備えるため、翌事業年度支給見込額のうち、当事業年度負担額を計上しております。
③　役員賞与引当金	取締役に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度末における年間支給見込額に基づき、当事業年度において負担すべき額を計上しております。

④　退職給付引当金　　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、発生の翌事業年度から費用処理しております。
また、執行役員（取締役である執行役員を除く）に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく事業年度末要支給額を計上しております。

⑷　その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理　　退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

消費税等の会計処理　　税抜方式によっております。

2．貸借対照表に関する注記

⑴　有形固定資産の減価償却累計額　　52,229百万円

⑵　関係会社に対する金銭債権、金銭債務は次のとおりであります。

①　短期金銭債権　　852百万円

②　短期金銭債務　　168百万円

3．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

①　売上高　　1,631百万円

②　仕入高　　261百万円

③　外注加工費　　720百万円

④　その他営業取引高　　273百万円

⑤　営業取引以外の取引高　　1,068百万円

4．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	1,257千株	0千株	24千株	1,233千株

（注）1．自己株式数の増加は、単元未満株式の買取によるものであります。
2．自己株式数の減少は、新株予約権の権利行使によるものであります。

5．税効果会計に関する注記

⑴ 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産：退職給付引当金、賞与引当金、未払役員退職慰労金、試験研究費棚卸資産負担額、未払事業税、株式取得関連費用

繰延税金負債：その他有価証券評価差額金、圧縮記帳積立金

⑵ 繰延税金資産から控除した評価性引当額　341百万円

6．関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合（%）	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	長谷川香料（上海）有限公司	（所有）直接　100	各種香料の販売及び役員の兼任	配当金の受取	1,006	－	－
子会社	T.HASEGAWA U.S.A.,INC.	（所有）直接　100	各種香料の販売及び役員の兼任	貸付金の貸付	1,118	流動資産その他（1年内返済予定長期貸付金）	111（1百万米ドル）
				貸付金の回収	215		
				利息の受取	8	長期貸付金	999（9百万米ドル）

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

T.HASEGAWA U.S.A.,INC.に対する貸付金の金利については、市場金利を勘案して決定しております。

7．1株当たり情報に関する注記

⑴	1株当たり純資産額	2,068円85銭
⑵	1株当たり当期純利益	116円30銭

8．資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

⑴ 当該資産除去債務の概要

社有建物に含まれるアスベストの除去費用及び不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

⑵ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から10～50年と見積り、割引率は0.154～1.857％を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

⑶ 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	68百万円
有形固定資産取得に伴う増加額	1百万円
時の経過による調整額	0百万円
資産除去債務の履行による減少額	－百万円
期末残高	69百万円

9．追加情報

（新型コロナウイルスの感染拡大に伴う会計上の見積りについて）

新型コロナウイルスの感染拡大による経済活動の停滞に伴い、当社は当初計画に織り込んでいた需要が見込めず、当初計画を下方修正するなど、業績への影響が生じております。新型コロナウイルスの今後の収束時期を正確に予測することは困難な状況でありますが、当社は2021年９月期第２四半期まで新型コロナウイルスの影響が継続すると仮定しております。

固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性については、上記を考慮して見積り及び判断を行っておりますが、現時点において当事業年度における見積りに大きな影響を与えるものではないと判断しております。